

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定

株式会社 と同社従業員代表 とは、標記に関し、次のとおり協定する。

1 各課において、その所属の社員をA、Bの2グループに分けるものとする。

その調整と決定は各課長が行う。

2 各社員が保有する平成 年度の年次有給休暇のうち 日分については各グループの区分に応じて、次表のとおり与えるものとする。

Aグループ	月 日 ~ 月 日
Bグループ	月 日 ~ 月 日

3 社員のうち、その保有する年次有給休暇の日数から 日を差し引いた日数が5日に満たない者については、その不足する日数の限度で、第2項に掲げる日に特別有給休暇を与える。

4 この協定の定めにかかわらず、業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は従業員代表と協議の上、第2項に定める指定日を変更するものとする。

平成 年 月 日

株式会社

取締役総務部長

株式会社

従業員代表